

土地改良法の一部を改正する法律案要綱

第一 急施の防災事業の拡充

国、都道府県又は市町村は、脆弱性評価の結果、豪雨に対する安全性の向上を図るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする土地改良事業（当該変更に係る農業用排水施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良事業に参加する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものに限る。）を行う必要があると認める場合には、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができるものとする。

（第八十七条の四及び第九十六条の四関係）

第二 農地中間管理機構関連事業の拡充

都道府県が行うことのできるその土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること等の要件に適合する土地改良事業の対象に、土地改良施設の新設等及び農用地の改良又は保全のため必要な事業を加えること。（第八十七条の三及び第八十八条関係）

第三 土地改良事業団体連合会の事業の拡充

一 土地改良事業団体連合会が委託を受けて行う土地改良事業の工事

土地改良事業団体連合会が行うことができる事業に、会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事を加えること。

(第百十一条の九第二号関係)

二 全国土地改良事業団体連合会が行う資金の交付

(一) 全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が行うことができる事業に、会員（会員たる都道府県土地改良事業団体連合会の会員を含む。）が土地改良施設の管理を適正に行うために必要な資金の交付を加えること。

(第百十一条の九第六号関係)

(二) 全国連合会は、(一)の事業に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は全国土地改良事業団体連合会債券（以下「債券」という。）を発行することができるものとする。

(第百十一条の二十二関係)

(三) 全国連合会が総会の議決を経なければならない事項に、長期借入金の借入れ又は債券の発行並びにそれらの方法、利率及び償還の方法を加えること。

(第百十一条の二十第一項第五号関係)

(四) 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、全国連合会の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができるものとする。

(第百十一条の二十三関係)

(五) 全国連合会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならないものとする。こと。
(第百十一条の二十四関係)

(六) 全国連合会は、国債その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得等を除くほか、(一)の事業に係る業務上の余裕金を運用してはならないものとする。こと。
(第百十一条の二十五関係)

(七) 農林水産大臣は、(二)又は(五)の認可、(六)の指定等をしようとする場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないものとする。こと。
(第百三十六条の二関係)

第四 土地改良区の組織変更制度の創設

一 一般社団法人への組織変更

土地改良施設（土地改良施設の機能、規模、利用の状況等を勘案して土地改良区がその管理を行うことが必要なものとして農林水産省令で定める基幹的な土地改良施設を除く。）の管理を行う土地改良区（土地改良施設の管理以外の土地改良事業を併せ行うものを除く。以下「施設管理土地改良区」という。）は、その組織を変更し、一般社団法人になることができるものとし、総会における組織変更計画の承認、都道府県知事の認可その他の組織変更の手續について定めること。

（第二章第一節第五款第一目関係）

二 認可地縁団体への組織変更

施設管理土地改良区（市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。）は、その組織を変更し、認可地縁団体になることができるものとし、総会における組織変更計画の承認、都道府県知事の認可その他の組織変更の手続について定めること。

（第二章第一節第五款第二目関係）

第五 罰則

第三の二の全国連合会が行う資金の交付及び第四の土地改良区の組織変更に係る所要の罰則を整備すること。

（第四百十三条及び第四百十四条関係）

第六 施行期日等

一 この法律は、令和四年四月一日から施行するものとする。ただし、第四及び第五（第四の土地改良区の組織変更に係る罰則規定に係る部分に限る。）については、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。

（附則第二条から第四条まで関係）